別添九十四2・3・1・後段中「、又は」を削り、「最短距離が15mm以下のもの」の下に「、又は基準軸に直角の方向に測定した隣接する投影像間の最短距離が75mmを超えて取り付けられていない、同一の機能を有する2個又は3個の相互依存型灯火等」を加える。

別添百二3・2・2・の次に次を加える。

3.2.3.　光源モジュールは、光源モジュール内の光源を他の光源と交換できないように設計されているものとする。

別添百五別紙六7・中「接着材」を「クラスCの再帰反射材に使用する接着材」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第十四百六十一号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条及び第六十七条の二の規定に基づき、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年十二月九日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千二百十八号）の一部を次のように改正する。

「協定規則第十九号第三改訂版補足第二改訂版」を「協定規則第十九号第四改訂版」に、「協定規則第四十八号第四改訂版補足第四改訂版」を「協定規則第四十八号第四改訂版補足第五改訂版」に、「協定規則第九十八号補足第十三改訂版」を「協定規則第九十八号改訂版」に、「協定規則第百十二号補足第十二改訂版」を「協定規則第百十二号改訂版」に、「協定規則第百二十三号改訂版」を「協定規則第百二十三号補足第四改訂版」に改める。

第九条に次の一項を加える。

16　平成二十六年九月三十日（軽自動車にあっては、平成二十年二月二十三日）以前に製作された自動車（平成二十四年十月一日（軽自動車にあっては、平成二十六年十月一日）以降に型式の指定を受けた自動車（平成二十四年九月三十日（軽自動車にあっては、平成二十六年九月三十日）以前に型式の指定を受けた自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類並びに適合する排出ガス規制値に定める設定基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）については、細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項並びに別添十二3・2・24・及び3・2・26・の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十二年国土交通省告示第千四百六十号）による改正前の細目告示第十五条第二項、第九十三条第二項の規定並びに別添十二3・2・24・及び3・2・26・の規定に適合するものであればよい。

第二十九条第十四項中「「協定規則第九十八号補足第十三改訂版」と」の下に「「協定規則第百十二号改訂版」を「協定規則第百十一改訂版」と」を加え、同条第十五項中「製作された自動車」の下に「及び国土交通大臣が定めるもの」を加え、同条に次の二項を加える。

16　平成二十七年十一月八日以前に製作された最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車、除雪車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車並びに国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第二項及び第六項並びに別添五十二4・1・2・及び4・2・2・中「協定規則第九十八号改訂版」を「協定規則第百十二号補足第十三改訂版」と、「協定規則第百十二号改訂版」を「協定規則第百十三号補足第十三改訂版」と読み替えるものとする。

17　平成二十七年十一月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十二条第八項、第百二十条第九項並びに別添五十五4・1・中「協定規則第百二十三号改訂版」を「協定規則第百二十三号補足第四改訂版」と読み替えることができる。

第三十条第十三項中「協定規則第十九号補足改訂版」を「協定規則第十九号第三改訂版補足改訂版」に改め、同条に次の一項を加える。

14　平成二十七年十二月八日以前に製作された自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、細目告示第四十三条第一項及び別添第五十二4・3・2・中「協定規則第十九号第四改訂版」を「協定規則第十九号第三改訂版補足第二改訂版」と読み替えるものとができる。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９５９号

大阪府和泉市肥子町２丁目９番１―106号、前住所大阪府和泉市和気町２丁目３番６―1105号

債務者　仲尾　　護

1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岸田　好美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９９０号

大阪府貝塚市澤150番地１グリーンハイツ二色Ａ―201号

債務者　長谷川美砂子

1　決定年月日時　平成22年11月25日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　岸田　好美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４８８号

兵庫県伊丹市森本１丁目143番地

債務者　佐藤　俊也

1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　柴崎　崇

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月24日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成23年１月27日まで

神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８９９号

大阪府泉佐野市湊３丁目４番19号、前住所大阪府泉佐野市中庄1840番地の35

債務者　谷村　裕夫

1　決定年月日時　平成22年11月26日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　坂口　聖子

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午後１時30分

5　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号

兵庫県尼崎市富松町２丁目27番８―205号、前住所兵庫県尼崎市富松町２丁目12番８号

債務者　八綿　康人

1　決定年月日時　平成22年11月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　宮本　英幸

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月10日午前11時

5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで

神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係